令和８年（フ）第４０３号
宮崎市田野町乙11009番地14
債務者　西　ひろ子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１１号
宮崎市清武町加納甲1318番地１　アリビオさくら
債務者　因幡江美子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１２号
宮崎市城ケ崎３丁目９番地３　湖城マンションＢ棟103号
債務者　渡邉　俊孝
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１７号
宮崎市吾妻町129番地１　リバーサイド河村302号、前住所宮崎県都城市吉尾町896番地３フルール・ド・シャモニＡ棟201
債務者　秋本　智矢
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２０号
宮崎市大字郡司分甲27番地18
債務者　蓑毛　朱里
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦14番地６　山本マンション301号室、前住所宮崎県児湯郡都農町大字川北14905番地８
債務者　籾木　育子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４号
沖縄県石垣市字真栄里204番地56　共同住宅シャトーブリアン101
債務者　宜保　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第６８１号
東京都八王子市緑町22番地３リバーサイド八王子303号
債務者　上條　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１４９号
東京都小平市小川町１丁目2490番地の１レオパレスヴィーブル106号
債務者　奥下　凱斗
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３０２号
福井県坂井市三国町加戸第119号10番地23メーレルハイツ101号
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５７号
福井県敦賀市舞崎町２丁目18番18号
債務者　大良　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第４６１号
京都市西京区桂久方町208番地　セジュール雅　101
債務者　清水　冴美（旧姓森）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５８号
京都市伏見区向島立河原町54番地14
債務者　米澤由美子（法定代理人成年後見人花枝　　愛、米澤　史郎）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０１６号
京都市右京区西院西三蔵町７番地　サンシャイン山双４Ｆ
債務者　長岡　章代
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０３０号
京都府宇治市槇島町中川原146番地の２　宇治おぐら住宅３棟504号
債務者　今井　俊輔
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係